

野田市公告第100号

野田都市計画道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画事業の種類及び名称

野田都市計画道路事業3・4・28号 愛宕西駅前線

2 縦覧場所

野田市鶴奉7番地の1

野田市役所 都市部 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所